

改正

平成16年3月30日議会告示第2号
平成17年8月26日議会告示第3号
平成19年3月30日議会告示第1号
平成22年3月30日議会告示第2号
平成26年3月25日議会告示第1号
令和元年6月28日議会告示第1号
令和4年9月16日議会告示第2号
令和5年3月31日議会告示第1号

岩手県議会が保有する公文書の開示等に関する規程を次のように定める。

岩手県議会が保有する公文書の開示等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県議会情報公開条例(平成11年岩手県条例第61号。以下「条例」という。)の規定に基づき、岩手県議会(以下「議会」という。)が保有する公文書の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書に記載することができる事項)

第2条 条例第6条第1項に規定する開示請求書には、同項に規定する開示請求に係る公文書について、次に掲げる事項を記載することができる。

- (1) 求める開示の実施の方法
- (2) 議会事務局(以下「事務局」という。)における開示(写し等を送付する方法以外の方法による公文書の開示をいう。以下同じ。)の実施を求める場合にあっては、開示の実施を希望する日
- (3) 写し等を送付する方法により公文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

追加〔令和5年議会告示1号〕

(開示の実施に関し開示請求者に通知する事項)

第3条 条例第11条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示を実施する日時
- (2) 開示を実施する場所
- (3) 手数料の額及び公文書の写し等の送付に要する費用に相当する額
- (4) 開示の実施の方法等の申出に係る事項

一部改正〔令和5年議会告示1号〕

(第三者に通知する事項)

第4条 条例第15条第1項及び第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 意見書の提出先
 - (2) 意見書の提出期限
- 一部改正〔令和5年議会告示1号〕

(開示の実施の方法)

第5条 公文書の開示の実施は、次の各号に掲げる方法の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める公文書に限り行うものとする。

- (1) 文書又は図画の閲覧 事務局において閲覧することができる公文書
- (2) 文書又は図画の写しの交付 議会が保有する乾式の複写機その他の機器を用いて写しを作成することができる公文書
- (3) 電磁的記録の閲覧若しくは視聴又は複製物の交付 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの(以下「磁気テープ等」という。)に記録されている電磁的記録で、議会が保有する電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの

(4) 電磁的記録を紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの閲覧又は写しの交付磁気テープ等に記録されている電磁的記録で、議会が保有する電子計算機その他の機器を用いて、紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができるもの
全部改正〔令和5年議会告示1号〕

(開示を受ける者が申出をする事項)

第6条 条例第16条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 求める開示の実施の方法

(2) 開示を求める部分

(3) 事務局における開示の実施を求める場合にあっては、開示の実施を希望する日

(4) 写し等を送付する方法により公文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 条例第6条第1項に規定する開示請求書にその求める開示の実施の方法が記載されているときは、別に申出がない限り、当該記載をもって、条例第16条第2項の規定による申出とみなす。

一部改正〔令和5年議会告示1号〕

(送付に要する費用の納付)

第7条 写し等を送付する方法により公文書の開示を受ける者は、条例第21条第3項の規定により手数料を納付する際に、当該公文書の写し等の送付に要する郵便料金等に相当する額を併せて納付しなければならない。

全部改正〔令和5年議会告示1号〕

(実施状況の公表の方法)

第8条 条例第34条の規定による実施状況の概要の公表は、岩手県報に登載して行うものとする。

一部改正〔令和4年議会告示2号・5年1号〕

附 則

この規程は、平成12年6月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月30日議会告示第2号)

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年8月26日議会告示第3号)

この告示は、平成17年8月29日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日議会告示第1号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日議会告示第2号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日議会告示第1号)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

2 この告示による改正後の岩手県議会が保有する公文書の開示等に関する規程別表第2の規定は、この告示の施行の日以後にされた開示請求(岩手県議会情報公開条例(平成11年岩手県条例第61号)第6条第1項に規定する開示請求をいい、電磁的記録(同条例第2条に規定する電磁的記録をいう。)の開示を受けるものに限る。以下同じ。)について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年6月28日議会告示第1号)

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月16日議会告示第2号)

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日議会告示第1号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。